

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

平成22年3月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,130,000
計	188,130,000

② 【発行済株式】

種類	発行済株式数(株)		上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日現在 (平成22年6月21日)		
普通株式	43,790,000	43,790,000	東京証券取引所市場第一部 ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所	(注)
計	43,790,000	43,790,000	—	—

(注) 当社は、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数 (株)	残高 (株)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)
平成18年3月31日	△1,890,000	46,810,000	—	949,679	—	292,385
平成19年3月30日	△930,000	45,880,000	—	949,679	—	292,385
平成20年3月31日	△1,010,000	44,870,000	—	949,679	—	292,385
平成21年3月31日	△920,000	43,950,000	—	949,679	—	292,385
平成22年3月31日	△160,000	43,790,000	—	949,679	—	292,385

(注) 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況							計
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	
					個人以外	個人		
株主数 (人)	13	263	74	2,328	755	175	326,493	330,101
所有株式数 (株)	983	4,656,043	462,693	28,141,639	5,494,903	1,245	5,032,494	43,790,000
所有株式数 の割合(%)	0.00	10.63	1.06	64.27	12.55	0.00	11.49	100

(注) 1 「その他の法人」の「所有株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が498株含まれております。

2 自己株式2,184,258株は、「個人その他」の欄に2,184,258株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	27,640,000	63.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,052,867	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	984,277	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	276,314	0.63
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	241,287	0.55
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島四丁目16番13号)	197,177	0.45
オーディー05オムニバスチャイナトリ ーティ808150 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	オーストラリア・シドニー (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	190,878	0.44
ザ バンク オブ ニューヨーク メ ロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシー トホルダーズ (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ 銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	155,425	0.36
シービーロンドン リーガルアンドジ ェネラル アシュアランス ペンシ ョンズ マネージメント リミテッド (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	イギリス・ロンドン (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	153,874	0.35
メロン バンク エヌエー アズ エ ージェント フォー イッツ クライ アント メロン オムニバス ユー エス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	アメリカ・ボストン (東京都中央区月島四丁目16番13号)	150,051	0.34
計	—	31,042,150	70.89

(注) 1 当社の自己株式(所有株式数2,184,258株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.99%)は、上記の表に含めておりません。

2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、同(信託口9)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式は、全て各社が信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分700,332株、年金信託設定分653,054株、その他信託分960,072株であります。

3 ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー、ステート ストリート バンク アンド
トラスト カンパニー 505225、オーディー05オムニバスチャイナトリーティ808150、シービーロンドン
リーガルアンドジェネラル アシュアランス ペンションズ マネージメント リミテッド及びメロン バ
ンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユー
エス ペンションは、主に海外の機関投資家の所有する株式の保管管理業務を行うとともに、当該機関投資家の株
式名義人となっております。

4 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシー
トホルダーズは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるザ バンク オブ ニューヨーク メロンの株
式名義人であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,184,258	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,605,742	41,605,742	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 43,790,000	—	—
総株主の議決権	—	41,605,742	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式498株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数498個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
氏名又は名称	住所	自己名義(株)	他人名義(株)	合計(株)	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	2,184,258	—	2,184,258	4.99
計	—	2,184,258	—	2,184,258	4.99

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 「会社法」 第155条第3号の規定に基づく普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成20年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成20年6月20日開催の定時株主総会 終結の日の翌日から1年以内)	900,000	150,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	545,083	84,997,487,100
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	354,917	65,002,512,900
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	39.4	43.3
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	39.4	43.3

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成21年11月9日)での決議状況 (取得期間 平成21年11月10日～平成21年11月30日)	160,000	20,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	154,065	19,999,916,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	5,935	83,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	3.7	0.0
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	3.7	0.0

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	160,000	27,935,360,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(—)	—	—	—	—
保有自己株式数	2,184,258	—	2,184,258	—

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、連結業績及び連結配当性向にも配意し、安定的な配当の継続に努めてまいります。また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めており、毎事業年度における剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うこととしております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり5,200円（うち中間配当2,600円、期末配当2,600円）の普通配当を実施することといたしました。

内部留保資金につきましては、市場の急速な動きに対応した積極的な研究開発や設備投資、その他の投資に充当し、新技術の導入、新サービスの提供及び新たなビジネス・パートナーとの提携による事業領域の拡大等により企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年10月30日 取締役会決議	108,575	2,600
平成22年6月18日 定時株主総会決議	108,174	2,600

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	216,000	229,000	224,000	180,300	150,400
最低(円)	159,000	162,000	148,000	129,500	127,500

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	144,300	132,100	134,600	139,800	143,700	143,100
最低(円)	130,200	127,500	129,200	129,600	135,200	137,100

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長		山田 隆持	昭和23年 5月5日生	昭和48年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成19年6月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 西日本電信電話株式会社 取締役 設備部長 同社 常務取締役 ソリューション営業本部長 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 当社 代表取締役副社長 法人営業本部長 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	※1	322
代表取締役副社長	マルチメディアサービス、技術担当	辻村 清行	昭和25年 1月11日生	昭和50年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 国際ビジネス部長 当社 取締役 経営企画部長 当社 常務取締役 経営企画部長 当社 取締役常務執行役員 プロダクト&サービス本部長 当社 代表取締役副社長 プロダクト&サービス本部長 当社 代表取締役副社長 マルチメディアサービス、技術担当 (現在に至る)	※1	235
代表取締役副社長	国際、コーポレート担当	鈴木 正俊	昭和26年 10月30日生	昭和50年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 広報部長 当社 執行役員 広報部長 当社 取締役常務執行役員 人事育成部長 当社 代表取締役副社長 国際事業本部長 当社 代表取締役副社長 国際、コーポレート担当 (現在に至る)	※1	127
代表取締役副社長	C S R、支店(関東甲信越)担当	松井 浩	昭和21年 8月6日生	昭和44年7月 平成15年1月 平成17年8月 平成19年9月 平成20年6月 平成20年7月	郵政省入省 総務省 総務審議官 財団法人 郵便貯金振興会理事長 当社 顧問 当社 代表取締役副社長 当社 代表取締役副社長 C S R、支店(関東甲信越)担当 (現在に至る)	※1	90
取締役常務執行役員	コンシューマ営業担当	熊谷 文也	昭和27年 10月13日生	昭和50年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 販売部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 常務取締役 営業本部長 当社 取締役執行役員 営業本部長 当社 取締役常務執行役員 営業本部長 当社 取締役常務執行役員 コンシューマ営業担当 (現在に至る)	※1	124
取締役常務執行役員	財務部長 グループ事業推進部担当	坪内 和人	昭和27年 5月2日生	昭和51年4月 平成12年12月 平成16年6月 平成18年6月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 西日本電信電話株式会社 金沢支店長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 取締役財務部長 当社 取締役執行役員 財務部長 当社 取締役常務執行役員 財務部長 当社 取締役常務執行役員 財務部長 グループ事業推進部担当 (現在に至る)	※1	94

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 常務執行 役員	経営企画部長	加藤 薫	昭和26年 5月20日生	昭和52年4月 平成17年7月 平成19年6月 平成19年7月 平成20年6月 平成21年4月 平成21年7月	日本電信電話公社入社 三井住友カード株式会社 代表取締役兼専務執行 役員 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 常務取締 役 同社 常務取締役 経営企画部長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長、モバ イル社会研究所長兼務 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 (現在に至る)	※1	70
取締役 常務執行 役員	研究開発セン ター所長	小森 光修	昭和27年 9月18日生	昭和52年4月 平成14年7月 平成17年6月 平成19年7月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 日本電信電話株式会社 第五部門担当部長 当社 執行役員 コアネットワーク部長 当社 執行役員 神奈川支店長 当社 取締役常務執行役員 研究開発本部長 当社 取締役常務執行役員 研究開発センター所長 (現在に至る)	※1	79
取締役 常務執行 役員	法人事業部長	大嶋 明男	昭和26年 6月23日生	昭和49年4月 平成16年6月 平成16年7月 平成17年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成18年12月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年7月 平成22年6月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 第二法人営業部長 当社 取締役 第二システム営業部長 当社 執行役員 第二システム営業部長 当社 執行役員 第二法人営業部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 常務取締 役 マーケティング本部長 同社 代表取締役副社長 マーケティング本部長 同社 代表取締役副社長 当社 常務執行役員 法人営業本部長 当社 常務執行役員 法人事業部長 当社 取締役常務執行役員 法人事業部長 (現在に至る)	※1	116
取締役 常務執行 役員	ネットワーク 担当	岩崎 文夫	昭和28年 2月28日生	昭和52年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年7月 平成22年6月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 ネットワーク企画部長 当社 執行役員 ネットワーク企画部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州 代表取締 役副社長 法人営業本部長 当社 執行役員 九州支社長 当社 取締役常務執行役員 ネットワーク担当 (現在に至る)	※1	92
取締役 執行役員	人事部長	田中 隆	昭和30年 6月2日生	昭和54年4月 平成13年7月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 当社 人事育成部担当部長 当社 関連企業部長 当社 取締役執行役員 総務部長 当社 取締役執行役員 人事育成部長 当社 取締役執行役員 人事部長 (現在に至る)	※1	98
取締役 執行役員	総務部長、 社会環境推進 部長兼務	中村 克央	昭和28年 3月2日生	昭和52年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年7月	日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 取締役 営業本部長 同社 代表取締役 経営企画部長、営業本部長兼務 当社 執行役員 業務改革担当 当社 取締役執行役員 総務部長 当社 取締役執行役員 総務部長、社会環境推進部 長兼務 (現在に至る)	※1	71
取締役		辻上 広志	昭和33年 9月8日生	昭和58年4月 平成11年7月 平成12年10月 平成15年7月 平成19年7月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 日本電信電話株式会社 第一部門担当課長 同社 第一部門担当部長 西日本電信電話株式会社 経営企画部担当部長 日本電信電話株式会社 経営企画部門担当部長 (現在に至る) 当社 取締役 (現在に至る)	※1	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)	
常勤監査役		青木 憲一	昭和21年 10月9日生	昭和45年5月 平成10年6月 平成11年1月 平成12年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 総務部長 当社 取締役 関連企業部長 当社 取締役 千葉支店長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 代表取締役副社長 MM事業本部長 ドコモ・サポート株式会社 代表取締役常務 経営企画部長 同社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※2	62	
常勤監査役		玉利 俊一	昭和24年 1月10日生	昭和46年4月 平成14年6月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 サービスオペレーション部長 当社 取締役 サービス品質部長 当社 常務取締役 千葉支店長 ドコモエンジニアリング株式会社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※3	80	
常勤監査役		牧谷 嘉孝	昭和22年 7月30日生	昭和45年5月 平成13年7月 平成14年6月 平成15年6月 平成17年6月 平成21年6月	日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 取締役 財務部長 同社 常務取締役 財務部長 同社 常務取締役 総務部長、関連企業本部長兼務 エヌ・ティ・ティ・ビジネスアソシエ株式会社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※4	48	
常勤監査役		吉澤 恭一	昭和25年 4月12日生	昭和44年4月 平成12年8月 平成14年7月 平成16年8月 平成18年9月 平成19年6月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ労働組合 東日本本部 事務局長 同 東日本本部 執行委員長 同 中央本部 事務局長 株式会社エヌ・ティ・ティ・トラベルサービス 顧問 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※5	80	
監査役		若杉 敬明	昭和18年 3月11日生	昭和60年6月 平成2年9月 平成15年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成19年6月	東京大学 経済学部教授 ミシガン大学ロス・ビジネススクールミツイライフ金融研究所 理事 (現在に至る) 日本コーポレート・ガバナンス研究所 理事長・所長 (現在に至る) 東京経済大学 経営学部教授 (現在に至る) 東京大学 名誉教授 (現在に至る) 当社 監査役 (現在に至る)	※5	66	
計								1,864

- ※1 任期は、平成22年6月18日開催の第19回定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※2 任期は、平成20年6月20日開催の第17回定時株主総会における選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※3 任期は、平成20年6月20日開催の第17回定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※4 任期は、平成21年6月19日開催の第18回定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※5 任期は、平成19年6月19日開催の第16回定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

- (注) 1 辻上 広志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち牧谷 嘉孝氏、吉澤 恭一氏、若杉 敬明氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 辻村 清行氏、田中 隆氏の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による手続の特例等に関する留意事項について」及び「提出書類ファイル仕様書」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

《企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由》

当社は、主要事業としている携帯電話事業において、その市場拡大に伴い携帯電話が重要な社会インフラとしての役割を果たしていることを鑑み、経営資源を有効活用して継続的かつ安定的な事業運営を実現する観点では取締役が重要な業務執行に関与することが望ましいと考えていること、また経営の健全性・効率性の確保の観点では業務執行者を兼務する取締役による相互監視、監査役による経営の監査を行う体制が望ましいと考えていることから、取締役会と監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、更なる経営の監督・監査の強化を目的として社外取締役・社外監査役を選任しております。

加えて、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の更なる強化を目的として執行役員制度を導入し、経営環境の変化へ迅速に対応する体制を整備しております。

当社は、これらの取り組みを通じ、経営のスピード向上を図りつつ、継続的で安定的な事業運営の実現と、監査・統制機能の強化を両立しうるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

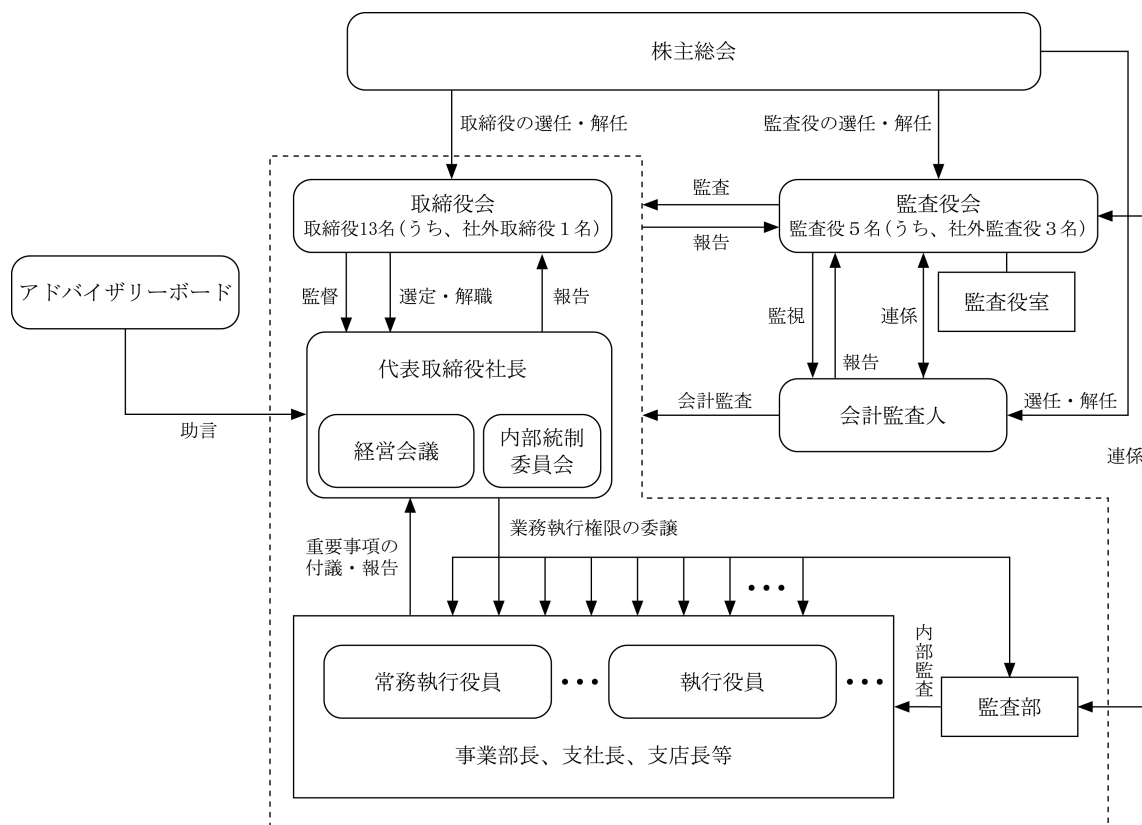
また、取締役会の業務執行の決定権限の一部を代表取締役及び執行役員等へ委譲することにより、責任ある執行役員等による機動的な業務執行を可能としております。さらに、取締役の半数以上が執行役員を兼務することにより、業務執行における取締役相互の監視機能を有効に働かせ、経営監督機能の充実に努めております。

取締役会は、社外取締役1名を含む計13名の取締役で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、経営に関する重要事項について意思決定を行うほか、業務執行者を兼務する取締役からその執行状況の報告を随時受け、経営の監督を行っております。

また、業務執行に関する重要事項については、代表取締役社長、代表取締役副社長、常務執行役員及び常勤監査役等で構成される経営会議を設置し、原則毎週定例日の開催と必要に応じた臨時開催により、代表取締役社長による機動的で迅速な意思決定を可能としております。

さらに、各界の有識者により構成される「アドバイザリーボード」を設置するとともに、海外においてもグローバルな視点でのアドバイスをいただく場として「米国アドバイザリーボード」を設置し、当社が抱える経営課題等に関するボードメンバーからの客観的な意見・提案を事業運営に反映させております。なお、多種多様なアドバイスをいただくため、ボードメンバーは企業経営者、大学教授、評論家、ジャーナリスト等から招聘しております。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



《内部統制システムの整備の状況》

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりであります。

＜内部統制システムの整備に関する基本的考え方＞

- ・当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ・内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ・米国企業改革法及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。
- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ・代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

<内部統制システムに関する体制の整備>

- ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
『N T T ドコモグループ倫理方針』及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。内部監査部門は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクを特定するとともに、特定したリスクについては管理方針を定め、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。
- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ・当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社のグループ会社管理の基本的な事項に関する規程に基づき、業務上の重要事項について、グループ会社は当社に協議又は報告を行う。子会社の企業倫理担当役員は、経営幹部に関わる問題事態を当社に適時に報告し、当社は必要な指導等を行う。親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査役の監査を行う。また、内部監査部門の監査は子会社も監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は職務執行を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専従の使用人を配置する。また、その使用人の人事異動、評価等について、取締役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。
- ・取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役は職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告を行う。
- ・その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査役会の間で定期的に会合を行うほか、監査役は職務執行のために必要な監査環境を整備する。また、内部監査部門は、監査役は監査との調整を図り、連携して監査を行う。

《責任限定契約の内容の概要》

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 監査役監査及び内部監査の状況

監査役会は、社外監査役3名を含む計5名の監査役で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針・計画・方法その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行っております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等重要な会議に出席するほか取締役等からの報告聴取、重要な文書等の調査、本社及び主要な事業所ならびに子会社の実地調査等により取締役の職務執行状況の監査を適宜実施し、監査実施状況を監査役会へ報告しております。また、子会社の監査役との意思疎通及び情報の交換等による関係を密にし、監査の実効性を確保しております。なお、常勤監査役 牧谷 嘉孝氏は、当社親会社の子会社の財務部門の経験があり、また、監査役若杉 敬明氏は、大学・研究機関においてコーポレート・ガバナンス及び経営財務の研究に取り組んでおり、いずれも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査に関しては、監査部が41名の体制により他の業務執行から独立した立場で、法令等の順守、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性等を確保するため、本社各室部、支社及び支店等における業務遂行状況をCOSO (The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) フレームワークに基づき検証・評価し、内部統制の改善に向けた監査を実施しております。また、当社グループにおけるリスクの高い事項については統一の監査項目を設定しグループ各社で監査を行うとともに、グループ会社の監査品質向上を目的とした監査品質レビューも実施しております。これらの取り組みの一環として、米国企業改革法及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制等の有効性評価も実施しております。

監査役は、会計監査人より監査計画の報告、四半期決算毎に主要な会計方針の変更の有無等に関する事前協議及びその監査結果の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い関係の強化に努めるとともに、会計監査人の監査の品質体制についても、説明を受け確認しております。また、監査役は監査部から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、内部監査実施状況について意見交換を行うなど、相互関係を図っております。

内部統制部門との関係については、監査役は内部統制システムの整備・体制の状況を監視及び検証し、内部統制部門へ必要な助言・指導を行っております。また、監査部は内部統制システムの有効性を評価し、その結果を内部統制部門へ報告しております。内部統制部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役 辻上 広志氏は親会社であるNTTの従業員であります。同氏は長年にわたり、電気通信事業に関する職務に携わっており、その経歴を通じて培った幅広い経験、見識に基づく、業務執行から独立した社外取締役としての監督機能を期待し、同氏を選任しております。

社外監査役 牧谷 嘉孝氏はNTTグループ会社の出身であります。同氏は長年にわたり、電気通信事業に関する職務に携わるとともに、企業経営の経験を有しており、その経験、見識に基づく社外監査役としての取締役の職務執行に対して独立した監査を期待し、同氏を選任しております。

社外監査役 吉澤 恭一氏はNTTグループ会社の出身であります。同氏は長年にわたり、電気通信事業に関する職務に携わっており、その経験、見識に基づく社外監査役としての取締役の職務執行に対して独立した監査を期待し、同氏を選任しております。

社外監査役 若杉 敬明氏は当社との間に人的関係、資金的関係又は取引関係およびその他の利害関係はございません。同氏は長年にわたり、大学・研究機関においてコーポレート・ガバナンス及び経営財務の研究に取り組み、その経歴を通じて培った専門家としての経験、見識に基づく社外監査役としての取締役の職務執行に対して独立した監査を期待し、同氏を選任しております。また、監査役の職務執行にあたり一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。

社外監査役は、「② 監査役監査及び内部監査の状況」に記載のとおり、会計監査人及び監査部と意見交換を行い相互関係を図っております。

社外取締役は、監査役より監査計画についての報告を受け、監査部より内部統制システムの有効性の評価結果についての報告を受けております。また、内部統制部門からは「内部統制システムの整備に関する基本方針」の策定にあたって事前に報告を受けております。

NTTグループ会社との取引については連結財務諸表注記14をご参照ください。

④ 役員報酬等の内容

《役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数》

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	515	404	—	111	—	12
監査役 (社外監査役を除く。)	60	60	—	—	—	2
社外役員	69	69	—	—	—	4
合計	644	533	—	111	—	18

(注) 1 取締役及び監査役の報酬額については、平成18年6月20日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内、監査役の報酬額を年額1億5千万円以内と決議いただいております。

2 社外役員には、平成21年6月19日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

《役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法》

取締役の報酬等に関する事項については、取締役会にて決定しております。

取締役(社外取締役を除く)については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき、支給することとしております。賞与は、当期の会社業

績等を勘案し支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、その全てを保有することとしております。

監査役については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、月額報酬のみを支給することとしております。

⑤ 株式の保有状況

《投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額》
92銘柄 145,774百万円

《保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的》

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
KT Corporation	22,711,035	54,988	携帯電話事業に係わる事業提携
Far Eastone Telecommunications Co., Ltd.	153,543,573	17,095	携帯電話事業に係わる事業提携
Tata Teleservices (Maharashtra) Limited	229,856,926	11,415	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	77,000	10,664	携帯電話事業に係わる事業提携
日本テレビ放送網株式会社	760,500	9,673	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社ファミリーマート	2,930,500	8,718	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社ローソン	2,092,000	8,347	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社ACCESS	45,468	6,438	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社角川グループホールディングス	1,031,000	2,180	携帯電話事業に係わる事業提携
株式会社アプリックス	15,000	1,645	携帯電話事業に係わる事業提携

(注) KT Corporationの株式数、貸借対照表計上額には、米国預託証券(ADR)が16,906,444株、32,654百万円含まれております。

《保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額》
該当事項はありません。

⑥ 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は佐藤 正典氏、金子 寛人氏、寺澤 豊氏であり、あずさ監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士37名、その他82名であります。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

《自己の株式の取得》

当社は、機動的に自己の株式の取得を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

《中間配当》

当社は、株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

《取締役及び監査役の実任免除》

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

⑩ 株主総会特別決議要件の変更の内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	757	4	715	—
連結子会社	24	—	69	—
計	781	4	784	—

② 【その他重要な報酬の内容】

当社及び当社の主要な連結子会社等は、当社の監査公認会計士等であるあずさ監査法人を含むKPMGネットワークに属する各メンバーファームに対し、監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬を支払っております。

そのうち、あずさ監査法人以外に対するものは、監査証明業務については、海外の連結子会社等の財務諸表の監査であり、前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬の合計は、それぞれ139百万円及び108百万円であります。非監査業務については、当社及び国内外の連結子会社等の税務申告書の作成及び税

務コンサルティング等であり、前連結会計年度及び当連結会計年度の報酬の合計は、それぞれ49百万円及び26百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社が前連結会計年度において監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務であります。当連結会計年度において、該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査報酬については、当社及び連結子会社の規模・特性、監査日数等の諸要素を勘案し、法令に従い監査役会の同意を得て、決定しております。